

屋外広告物の落下事故等を防ぐために

平成 30 年 10 月 1 日から屋外広告物の安全点検が新たに制度化されます。

点検制度のポイント

- ① 点検義務の対象が「全ての広告物」（貼り紙などの簡易な広告物を除く）に拡大
- ② 新たに許可不要の自家用広告物等についても、3年以内ごとに点検を義務付け
- ③ 表示面積 1 m²以上、かつ高さ 4 mを超える広告物は、有資格者による点検を義務付け

1 点検義務等の対象となる屋外広告物の一覧

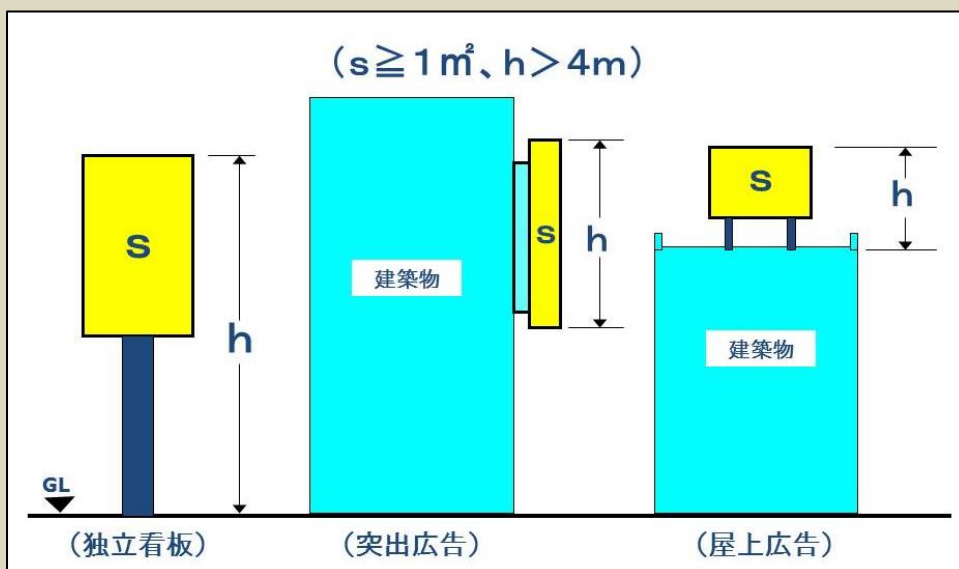
「○」は従前から対象としているもの
「●」は今回の改正により新たに対象となるもの

屋外広告物の種類				点検義務	有資格者による点検	点検結果報告
①	許可要	表示面積 1 m ² 以上	高さ 4m 超	○	●	○
②			高さ 4m 以下	○		○
③		表示面積 1 m ² 未満		○		
④	許可不要（自家用広告物で表示面積 10 m ² 以下のもの、公共広告物など）			●		



2 有資格者による点検が必要な広告物の例

許可を必要とする表示面積 1 m²以上、高さ 4 mを超える広告物



3 点検者の資格一覧

- ①屋外広告士
- ②建築士（1級、2級、木造）
- ③電気工事士（第1種、第2種）
- ④電気主任技術者（第1種、第2種、第3種）
- ⑤職業訓練指導員（帆布製品科、広告美術科）
- ⑥技能検定合格者（帆布製品製造、広告美術仕上げ）
- ⑦特定建築物調査員（建築基準法施行規則に規定する調査員）
- ⑧（一社）日本屋外広告業団体連合会が実施する点検技能講習修了者

4 点検時期

- ①屋外広告物の許可を必要とするもの：許可時又は更新許可時
- ②屋外広告物の許可を必要としないもの：3年以内ごと

5 点検項目

目視点検する必要があります。

詳しい情報はHPへ
検索ワード
「三重県 屋外広告物」
で検索

①基礎及び取付（支持）部分の変形、腐食、亀裂等	②主要部材の変形、腐食、劣化等
③ボルト、ビス等のさび、緩み、脱落等	④表示面の汚染、変色又は剥離
⑤表示面の破損	⑥照明又はネオン設備等の異常
⑦その他必要な点検箇所	

6 点検結果の報告・保管

- ①表示面積1㎡以上の屋外広告物は、許可・更新時に「屋外広告物（掲出物件）自己点検結果報告書」を提出しなければなりません。（ただし、建築基準法第12条に基づく定期報告を行った広告物は除きます。）
- ②点検結果の記録は、屋外広告物を除却するまでの間、保管しなければなりません。

7 点検実施及び技術的助言における相談窓口

一般社団法人日本屋外広告業団体連合会では、屋外広告物点検技能講習を開催し、屋外広告物を点検できる屋外広告物の制作・施工に携わる業者の育成を行っています。三重県では、その下部組織である三重県屋外広告美術協同組合がその役割を担っています。

看板の安全点検の実施、有資格者（屋外広告士又は屋外広告物点検技能講習修了者）に関する相談については、下記までお問い合わせください。

〒514-0009 津市羽所町545 羽所ビル2F
三重県屋外広告美術協同組合（三重県屋外広告士会）
電話 059-225-4735



8 屋外広告物に関する担当窓口

地域等	担当窓口	電話番号	地域等	担当窓口	電話番号
桑名市・いなべ市 桑名郡・員弁郡	三重県 桑名建設事務所	0594-24-3662	伊勢市・度会郡 ※大紀町を除く	三重県 伊勢建設事務所	0596-27-5202
四日市市・三重郡	三重県 四日市建設事務所	059-352-0667	度会郡大紀町	大紀町 建設課	0598-86-2247
鈴鹿市	鈴鹿市 都市整備 部都市計画課	059-382-9063	鳥羽市・志摩市	三重県 志摩建設事務所	0599-43-9627
亀山市	三重県 鈴鹿建設事務所	059-382-8683	名張市・伊賀市	三重県 伊賀建設事務所	0595-24-8297
津市	津市 都市計画部 都市政策課	059-229-3290	尾鷲市・北牟婁郡	三重県 尾鷲建設事務所	0597-23-3527
松阪市	松阪市 建設部都市計画課	0598-53-4199	熊野市・南牟婁郡	三重県 熊野建設事務所	0597-89-6141
多気郡	三重県 松阪建設事務所	0598-50-0586	屋外広告物の設置前には必ず担当窓口にご相談ください		

三重県県土整備部 都市政策課 景観・屋外広告班発行（屋外広告物条例相談窓口）
電話：059-224-2748 Email: keimachi@pref.mie.jp